

肥料低減定着対策申請者 各位

名寄地域農業再生協議会

## 令和8年度化学肥料低減定着対策事業について

道が実施する化学肥料低減定着対策事業の受付を開始します。地域の農業者の皆様は、名寄地域農業再生協議会を通じて支援を受けることができます。当協議会としては事業申請の特性上、下記取組内容のうち①・③・④・⑥の事業要望について受付いたします。

要望がある方は3/3(火)までに要望書をご記入の上、名寄市役所風連庁舎農務課窓口かFAXにてご提出ください。期間が短く大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

### 1. 事業概要

化学肥料の使用量の低減に向け、堆肥等の国内肥料資源への転換などの地域の取組を支援し、農業経営の安定化を後押しをする。

### 2. 取組内容

#### ① 土壌診断の推進支援(農業者対象)

化学肥料の使用量の低減に向けた取組の定着のため、土壌診断の実施に要する費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。簡易検査は対象外です。

#### ② 土壌分析体制の強化支援(対象台数1台までのため再生協としては要望しません)

#### ③ 堆肥等の新規購入支援(販売業者対象)

堆肥等の購入に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る

(1経営体あたり1ha分まで)

#### ④ 堆肥等の運送及び散布支援(販売業者対象)

#### ⑤ 堆肥等の散布機械の購入支援(対象台数1台のため再生協としては要望しません)

#### ⑥ 緑肥種子の新規購入支援(農業者対象)

化学肥料の使用量の低減に向けた取組の定着のため、緑肥の活用が図られる端緒となるよう、緑肥作物の種子の購入費を支援することを通じて、緑肥作物の作付面積の拡大を図る。

(1経営体あたり1ha分とし上限35,000円まで)

環境保全型農業直接支払交付金・産地交付金による緑肥の支援を受けている方は対象外となりますのでご注意ください。

### 3. 交付単価

- ① 土壌診断費用の 1/2 以内
- ③ 5,000 円以内/10a (1 経営体あたり 1ha 分まで)
- ⑥ 緑肥購入費の 1/2 以内 (1 経営体あたり 1ha 分まで)

### 4. 取組対象

- ①令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に土壌診断を行う。
- ③令和 6 年度に堆肥散布をしていない当該圃場に新規で堆肥を散布する圃場。

土地利用型作物(水稻・畑作) 1t/10a 野菜類 2t/10a アスパラ新植 10t/10a

- ⑥令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に令和 6 年度に緑肥の作付をしていないほ場で実施かつ、緑肥の播種量を増やす場合対象。

### 5. 提出必要書類(全て窓口でご用意しています。HP でもご案内しています)

- ① を行う方(申請時)
  - ・令和 8 年度化学肥料低減定着対策事業要望書
- ③ を行う方(申請時)
  - ・令和 8 年度化学肥料低減定着対策事業要望書
  - ・堆肥を購入し、新規に作付したことが確認できる書類
- ⑥ を行う方(申請時)
  - ・令和 8 年度化学肥料低減定着対策事業要望書

※ 緑肥を購入し、散布したことが確認できる書類がない場合は、様式第 3 号を参考に作成のうえ、提出お願いいたします。

### 6. 提出先

名寄市風連町西町 196 番地 1 (名寄市役所風連庁舎)

連絡先：電話番号 01655-3-2511 FAX 01654-7-8080

ご不明点等ございましたら名寄市役所経済部農務課農政係尾崎までお問い合わせください。